

令和3年9月30日

橿原市学校体育施設開放事業利用団体 各位

橿原市役所 スポーツ推進課

橿原市学校体育施設開放事業における施設利用制限の解除について

平素は、橿原市学校体育施設開放事業についてご理解ご協力を賜り、誠に有難うございます。

このことについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本事業につきまして施設利用の一部条件を設けておりましたが、全国的な緊急事態宣言解除に伴い、利用制限を下記のとおり解除いたします。利用条件を遵守し、感染予防対策徹底のうえで、原則として全ての登録団体のご利用を可能とします。

施設ご利用の皆さまには、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1. 対象施設 市内小学校及び中学校の学校体育施設（屋内及び屋外施設）
- 1. 利用可能団体 全ての登録団体
- 1. 期間 令和3年10月1日（金）から
- 1. 利用条件
 - ・感染防止策を徹底した上で、通常の活動を可能とする。
 - ・「橿原市立学校施設利用者に対する感染予防対策依頼事項」記載の感染予防対策を徹底すること。
 - ・水分補給の際は、他人との距離を配慮するとともに、タオルやコップ、ゼッケン、スクイズボトル等の共用を避ける。
 - ・練習の直前や練習終了直後、練習中のミーティング、休憩時、更衣時のマスクの着用を徹底する。
 - ・各競技団体が示すガイドラインがある場合は参考にすること。

【問合せ先】〒634-0075 橿原市小房町11-5
橿原市役所 魅力創造部
文化・スポーツ局 スポーツ推進課
TEL 0744-29-8019/FAX 0744-24-9710
Email : sports@city.kashihara.nara.jp